

報告事項セ

県立高校における「高校における通級による指導」制度の運用について

県立高校における「高校における通級による指導」制度の運用について、別紙のとおり報告します。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

県立高校における「高校における通級による指導」制度の運用について

平成30年3月17日
高等学校課

1 設置校

- ・智頭農林高等学校（全日制）、米子白鳳高等学校（定時制）の2校に通級指導教室を設置する。

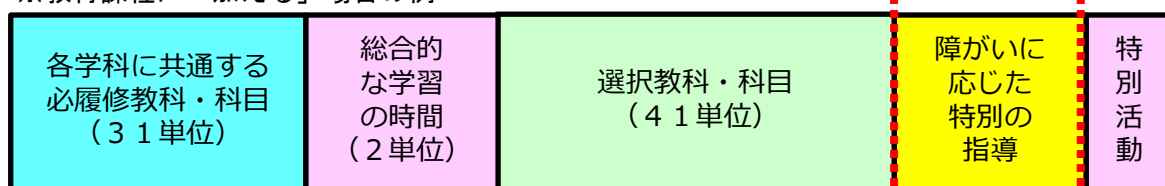
2 実施形態

- ・2校とも「自校通級」とする。

3 教育課程への位置づけ

- ・2校とも教育課程に「加える」形で位置づける。

※教育課程に「加える」場合の例



※教育課程に「替える」場合の例



4 対象生徒

- ・平成30年度1年生、2年生を対象とする。
- ・指導の対象となる障がい種については、当面は、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいと診断された生徒又はその疑いのある生徒を対象とする（医師の診断がなくてもよい）。
- ・発達障がいの疑いのある生徒については、設置校の複数の教員等による判断とする。

5 実施方法

- ・平成30年 4月～ 9月：見取り及び合意形成。
- ・平成30年10月～平成31年3月：通級による指導の実施（次年度の合意形成も含む）。
- ・指導時間数は、1単位とする。

6 通級指導担当教員

- ・設置校の教員が担当する。

7 参考

- ・「通級による指導」とは
通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別の指導を受ける教育形態。